第1回リアスハーバー宮古指定管理者選定委員会（議事録公開用）

○日時　平成29年7月13日（木）13：15～14：45

○場所　岩手県公会堂　17号室

○出席者　選定委員：八重樫委員長、駒井委員、藤原委員、松田委員

　　　　　事務局：伊藤港湾担当課長、今野主任主査、坂井主事

○会議の内容

事務局：

（開会挨拶　委員、事務局紹介）

それでは、これ以降の進行については、選定委員会の組織の設置及び運営に関する要綱第６条２項の規定に基づき、委員長である八重樫技監にお願いいたします。

委員長：

議事を進めさせていただきたいと思います。

それでは活発な御議論をお願いいたしまして議事に入ります前に１点決定しておきたいことがございます。会議の公開の適否についてでございます。事務局のほうから説明をいたします。

事務局：

会議の公開に付きましては「県の審議会等の会議の公開に関する指針」によりまして原則公開とされております。本日の会議は指定管理者の運営状況の検証や募集方針について協議するものでございますので、指針で定める非公開とする事由には該当しないと判断されますので公開したいと考えております。

委員長：

よろしいでしょうか。

委員一同：

異議なし

委員長：

では、いま事務局から説明がありましたとおり本日の委員会は公開ということにいたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。リアスハーバー宮古の概要について事務局から説明をお願いします。

事務局：

（資料ＮＯ３リアスハーバー宮古の概要により説明）

委員長：

はい。ありがとうございます。これまでについて御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員：

月曜日が休所日とありますが、部活動で使用している高校生はどうしているのでしょうか。

事務局：

使用できないため、休んでいるかもしくは施設を使用しないトレーニングを行っていただいております。

委員：休所日を設けるのは良いと思います。

委員長：

それでは次に(2)のリアスハーバー宮古の運営状況について説明をお願いします。

事務局：

（資料ＮＯ４リアスハーバー宮古の運営状況により説明）

委員長：

ただいまの説明に対します質問等ございますでしょうか。

委員：

７ページ目に分からない用語があったため教えていただきたいです。

港内の静穏度が低く、海況不良時にはポンツーンの利用が出来ない、とありますが、ポンツーンとは何のことでしょうか。

事務局：

浮き桟橋のことです。資料３の２ページ目右上に写真がござまして、海面の動きに併せてポンツーンも上下する仕組みになっています。ここに記載してあるのは、防波堤があるが、海が時化ると波が入ってきてポンツーンが揺れる。その場合ポンツーンを利用出来なくなる場合があるということになります。

委員長：

他にございませんでしょうか。

それでは次に指定管理者募集方針についてを議題といたしまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：

（資料ＮＯ５リアスハーバー宮古指定管理者募集方針により説明）

委員長：

ただいまの説明に対します質問等ございますでしょうか。

委員：

募集資格にある法人その他の団体であること、というのは営利、非営利を問わないものなのでしょうか。

事務局：

問わないです。

委員：

業務内容に清掃があり、委託等で行うと思うが、台風等により漂流物等の清掃など不可抗力による清掃も指定管理者の指定管理料から賄うものなのか教えて頂きたいと思います。

事務局：

軽微なものであれば、指定管理料から出していただくことになります。ただ、資料NO６のリスク分担表にもあるとおり自然災害等不可抗力による業務の変更については協議事項となっているため、その都度協議いただくこととなります。

委員：

審査は匿名で行う予定なのでしょうか。審査される側、応募者の固有名詞等を出さずにプレゼン等を行ってもらう等の考えがあれば教えて頂きたいと思います。

事務局：

これまでは、公開しながら行っておりました。前回については１社しか応募がなかったため、匿名等の議論は生じなかったためそのような対応としております。

委員：

審査方法について、委員に不正な接触があった場合には失格とするとあったため匿名で行った方がそのような心配もなくて良いのではないでしょうか。

事務局：

一社しかない場合も固有名詞を出さず審査することは可能です。

他の施設等の状況等も踏まえ、次回委員会までに確認する事とします。

委員長：

ほかにございませんでしょうか。

では、指定管理者の募集要項及び指定予定期間について説明をお願いします。

事務局：

　（資料ＮＯ６リアスハーバー宮古指定管理者募集要項（案）により説明）

委員長：

ただいまの説明に対します質問等ございますでしょうか。

委員：

リアスハーバーの指定管理者の最大の業務として海難事故の防止がある。そのためには普段管理するにあたっても海を熟知している必要があり、非常に難しいと思うが、陸にいるのと同じように管理をするのではなく海の利用の競技を熟知していることがまず第一の条件になるのではないかと思います。

委員：

事務局は募集要項、審査評価の中で海洋に関する知識やノウハウがあるかどうかを確認出来るような部分は盛り込んでいるのでしょうか。

事務局：

申請様式集の５ページ目、６ページ目に②の利用者や見学者等の安全管理、⑥の緊急時の対応として安全対策等を申請者に記載頂く箇所があります。

審査については審査基準の中に施設管理、安全管理は適切かという項目や職員体制は十分かについて評価する項目があり審査する側も安全対策について評価する項目を用意しています。

委員：

剰余金が発生した場合は県に返還する事とあるが、資料ＮＯ４の収支状況で平成27年度に収支差額として生じているがこれは剰余金にあたらないのでしょうか。

事務局：

この部分については、事業を行わなかったことによる剰余金ではなく、利用料収入等収入額が増額したことにより発生したものとなっております。経営努力等によるものとなっていたため精算等は行っておりません。

委員：

本来の管理内容が何らかの理由により滞ったり、行わなかった場合は剰余金として返還して頂くが、それ以外であれば行わないという解釈でよろしいでしょうか。

事務局：

そのとおりです。

委員：

要綱のリスク分担表、審査項目は公表する予定でしょうか。

事務局：

公表予定となっております。

委員：

本文の中での位置付けについて費用負担は別表のリスク分担表のとおり、などの記載があるのでしょうか。

事務局：

審査基準については、８ページ目（２）選定手続の②に選定基準に従って審査委員が評点を付けることとしています。

リスク分担表については特に記載はありません。どのようの扱いにするかは公表前に確認します。

委員：

募集要項の公表についてはどのように行うのでしょうか。

事務局：

県のホームページで公開を行います。前回は宮古市に周知依頼を行ったため今回も同様の扱いとする予定です。

委員：浮き桟橋の件について、海洋の施設は整備にお金がかかると思います。新しく設置するのも大変だと思われます。カッターレースを宮古で開催しているが、現在９メーターカッターというのは一般社会人は参加しないので、６メーターカッターが基準となっています。魚市場の前がコースとなっているが、そこに桟橋を付けてすぐ乗船出来るように出来ないかと検討を行ったが、仮設にも経費がかかるとのこと。海洋スポーツの普及、振興には絶対条件の設備ではあるがなかなか難しい状態となっています。漁港や市場などのものであれば生活に直結するので整備しやすいが、スポーツ関係となると非常に難しいと思われます。浮き桟橋の件も難しいと思うが、何かの機会を捉えて整備を行って欲しいです。

事務局：

事業評価内にも防波堤の延長をして欲しいとの要望はある。そのことについては、港湾計画では防波堤の延長の計画化はしており、あとは事業化する状態ではあるが、事業化については宮古港を含めた県内の港湾では様々な事業を行っており、優先順位等を見ながら補助事業で行いたいと考えている。現在宮古港では出崎地区で大規模な拡張工事を行っており、そこに予算が集中している状態。全体の事業のバランスを見ながら順番に対応して行きたいと考えている。

委員：

宮古港はまだいいほうであるが、八戸や他の港では寄せる波が強いのでそういった意味でも宮古はヨットハーバーには適していると思うので安全面には十分注意して、今お話したようなこともあると思いますが、なんとか施設の改善に取り組んで頂ければ県内外からさらに利用者が増えるのではないかと思います。

委員長：

宮古の今後の機能にはとても期待が持てると思っています。マリンスポーツもあれば観光や大型クルーズも、もしかしたら別なふ頭ですが来るかもしれないので、総合的に港としての宮古の存在が全国的に知名度を上げていくチャンスとなっておりますので今のような御意見を参考にしながら市と情報交換をしながら対応をしていきたいと思います。

委員長：

他にございますでしょうか。御質問、御意見。

ないようであれば私の方から、募集要項の８ページ目にある９の協定の締結で基本協定項目は概ね次のとおりとありますが、これでなくてももっと少なくてもあるいは増やしても良いという意味なのでしょうか。

事務局：

ここに記載してあるものは最低ラインとなります。もし他に協定に盛り込みたい内容があれば追加は可能です。

委員長：

他にございますでしょうか、御質問、御意見。

なければ先ほどの要確認事項をもう一度整理したうえで、最終案は委員の皆様に確認頂いた上で今月末までの公表ということになりますがよろしいでしょうか。

委員一同：

異議なし

委員長：

それでは今日の議事については以上となります。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

事務局：

次回の委員会についてですが、次回は指定管理者申請者のプレゼンテーションを行い候補者を選定することとなります。開催は９月の下旬を予定しておりますが、日程については後日調整させて頂きます。

皆様から他に何かございませんでしょうか。それでは無いようでございますのでこれをもちまして第１回リアスハーバー宮古指定管理者選定委員会を終了いたします。

本日はありがとうございました。